

自治会活動と自治会費(共益費)について

県営住宅には、廊下や階段の電灯、水道水の揚水ポンプ、排水汚水処理施設、集会所、外灯、エレベーターなど、多くの共同施設があります。

これら共同施設で使用される電気・ガス・水道などの使用料や維持費については、団地に住んでいる皆様が個々に負担すべき性質の費用（共益費）です。

県営住宅では、この共益費の集金や支払いについては、各団地の自治会が行っています。

一部の入居者が共益費の支払いを怠ると、他の入居者への不公平な負担の増加につながったり、共同施設の運営が維持できなくなります。裁判例にもありますが、共益費は、必ず支払わなければならないものです。

また、自治会活動を通して、団地内の住民の方とコミュニケーションを図ることも、快適で安心な生活を営む上において大切なことです。

このような観点から、自治会は重要な役割を担っていますので、この趣旨をご理解いただき、共益費・自治会費の納入をはじめ、自治会で決められた行事や活動にも、積極的に参加・協力されますようお願いいたします。

居住者間のトラブルについて

生活騒音、車両の迷惑駐車、不注意による漏水等を原因とした居住者間のトラブルについて、その処理を県に求めてくる場合がありますが、居住者間のトラブルについては自治会を含む当事者同士の話し合いで解決してください。

県営住宅では光サービスは使えますか？

基本的に、県営住宅は、光ケーブル（サービス）に対応していませんが、建物内への光ケーブルの通線調査を行い、通線が可能な建物（棟ごと）に限って承認しています。調査の結果、通線できないケースもあります。すべての手続きは、光サービス事業者（NTT若しくはSTNet）が行ないますので、事業者あてご相談ください。